



府 食 第 281 号

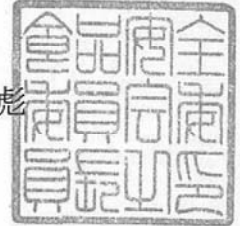
平成 19 年 3 月 15 日

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会

委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 18 年 8 月 31 日付け厚生労働省発健第 0831008 号をもって貴省から当委員会に
対して意見を求められた水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影
響評価（塩素酸）の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律
第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は、別添のとおりです。

記

塩素酸の耐容一日摂取量を 30 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。



塩素酸についての関連情報

1.物質特定情報

名称	塩素酸塩	
CAS No.	7775-09-0(塩素酸ナトリウム)	3811-04-9(塩素酸カリウム)
分子式	NaClO ₃	KClO ₃
分子量	106.44	122.6
備考	塩素酸塩の例：塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム	

(日本語版 ICSC)

2.物理化学的性状

名称	塩素酸ナトリウム	塩素酸カリウム
物理的性状	無臭で無色の結晶又は白色の顆粒	無色の結晶又は白色粉末
沸点(°C)	沸点以下約 300°Cで分解	沸点以下 400°Cで分解
融点(°C)	248	368
密度(g/cm ³)	2.5	2.3
水への溶解度(g/100ml)	100(20°C)	7.3

(日本語版 ICSC)

3.主たる用途(塩素酸ナトリウム)

雑草の除草剤、分析用試薬、酸化剤、パルプ漂白用二酸化塩素の原料、ウラン抽出、染色、金属表面処理剤、爆薬、マッチ、花火

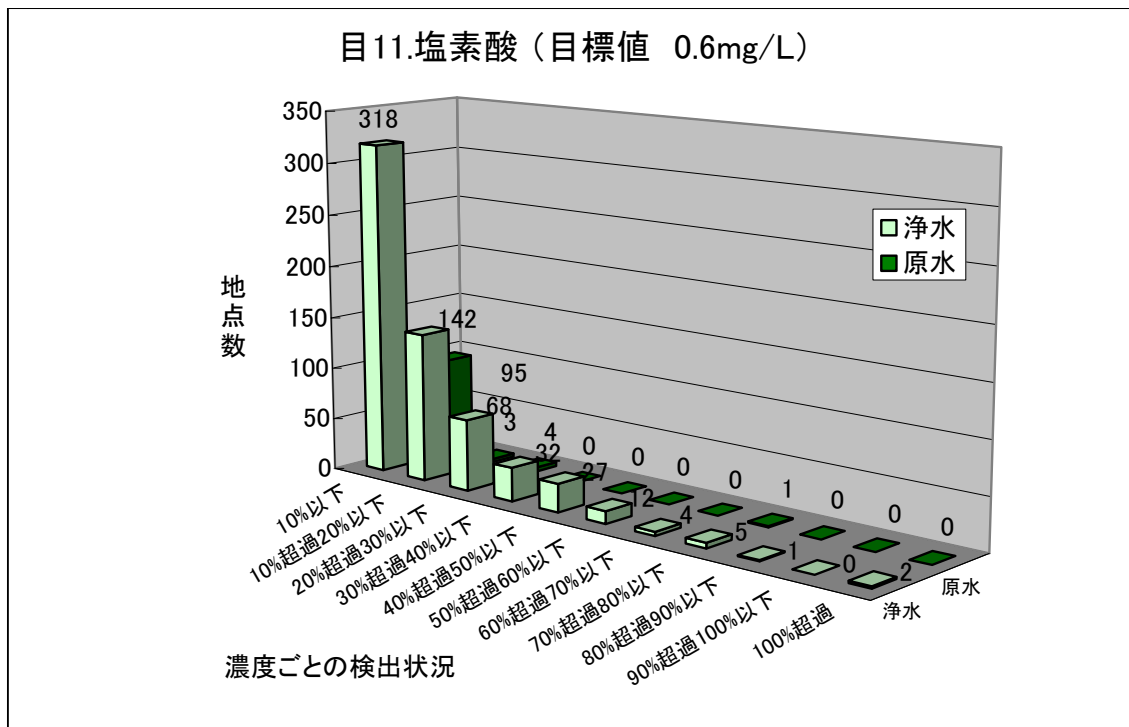
4.現行規制等

水質基準値	なし
水質管理目標設定項目目標値 (平成 15 年 10 月厚生労働省健康局長通知)	0.6mg/L 以下 この目標値は、耐容一日摂取量(30 μg/kg/日)に占める飲料水の寄与率を 80%とし、体重 50kg のヒトが 1 日 2L 飲むという仮定から算定された。
その他基準	薬品基準：0.6mg/L 以下、 資機材基準：なし、給水装置基準：なし
内閣府食品安全委員会から通知があった耐容一日摂取量	30 μg/kg/日 [根拠] ラットを用いた 90 日間の飲水投与試験 (McCauley PT et al.,1995)における甲状腺のコロイド枯渇 NOAEL 30mg/kg/日 不確実係数 1000

他法令の規制値等	
環境基本法 環境基準	なし
食品衛生法 規格基準(清涼飲料水)	なし (但し内閣府食品安全委員会から、上記耐容一日摂取量と同一の値が食品健康影響評価の結果として平成19年3月15日付けで通知されている。)
PRTR法	なし
諸外国等の水質基準値又はガイドライン値	
WHO ガイドライン	0.7mg/L以下(2005年第3版第1次追補版、暫定値) (このガイドライン値(暫定)は、耐容一日摂取量(30μg/kg/日)に占める飲料水の寄与率を80%とし、体重60kgのヒトが1日2L飲むという仮定から算定された。なお、影響面では、酸化力による赤血球のダメージを重視している。)
EU 指令	なし

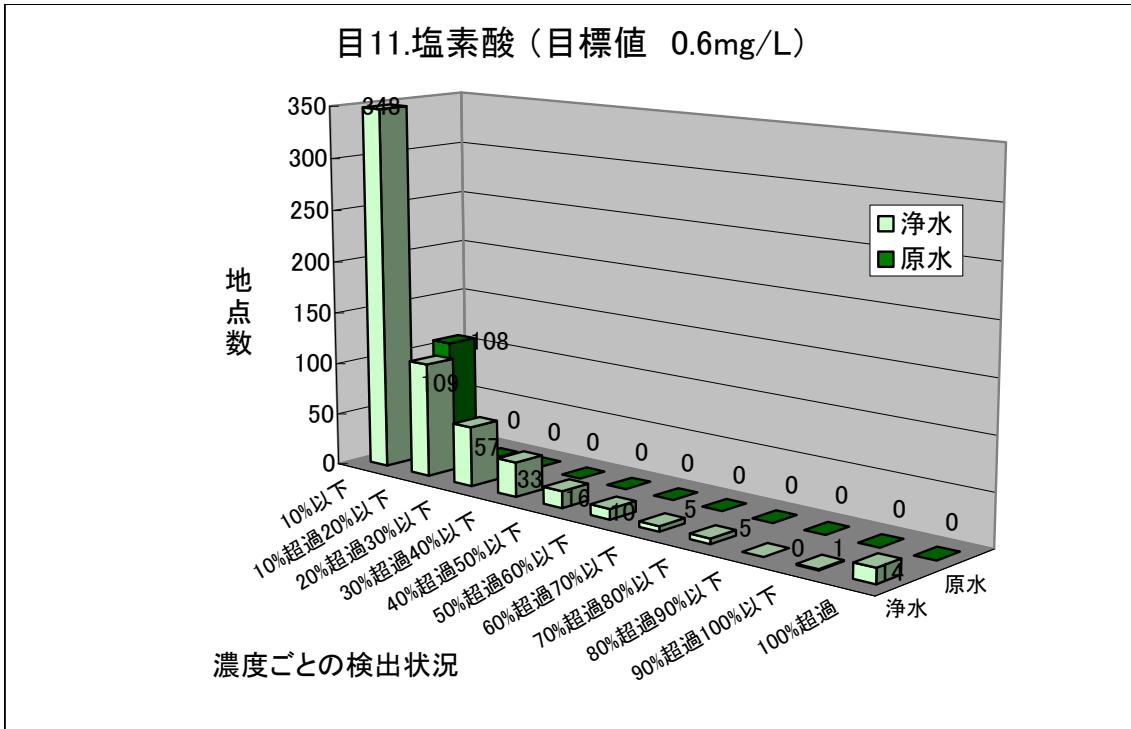
5.水道水(原水・浄水)での検出状況等

①水道統計(17年度調査)



(17年度測定値点数は611。16年度測定値点数は121。15年度以前の統計値はない)

②水質管理目標設定項目等基準化検討調査(17年度調査)



(17年度測定値点数は598。16年度測定値点数は248。15年度以前は100地点未満。)

